

伊東市環境物品等の調達に関する基本方針

(目的)

第1 この基本方針は、環境物品等の調達を計画的に推進し、平成13年4月に施行された国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。)第10条に基づき、伊東市(以下「市」という。)が市民及び事業者等に率先して環境物品等を優先的に購入することにより、市の事業活動に伴って発生する環境負荷の低減を図るとともに循環型社会の構築を目指すことを目的とする。

(適用範囲)

第2 この基本方針は、市のすべての事務・事業における物品等の調達に適用する。ただし、「伊東市役所地球温暖化対策実行計画(第4次エコアクションプラン)2018年度～2030年度【後期計画】」の対象外施設の事務・事業における物品等の調達については、本基本方針においても対象外とする。

(物品等の調達に関する基本的方向)

第3 物品等の調達に当たっては、従来考慮されてきた価格や品質などに加え、今後は環境保全の観点を検討事項とする必要がある。これにより、価格や品質などとともに、環境負荷の低減に資することが物品等の調達契約を得るための要素の一つとなり、これに伴う事業者間の競争が環境物品等の普及をもたらすことにつながる。このような認識の下、環境関連法規の遵守はもちろんのこと、事業者の更なる環境負荷の低減に向けた取組に配慮しつつ、できる限り広範な物品等について、環境負荷の低減が可能かどうかを考慮して調達を行うものとする。

2 環境負荷をできるだけ低減させる観点から、地球温暖化、大気汚染、水質汚濁など多岐にわたる環境負荷項目をできる限り包括的にとらえ、かつ、可能な限り、資源採取から廃棄に至る、物品等のライフサイクル全体についての環境負荷の低減を考慮した物品等を選択する必要がある。

3 物品等の調達に当たっては、調達総量をできるだけ抑制するよう、物品等の合理的な使用等に努めるものとし、グリーン購入法第11条の規定を念頭に置き、グリーン購入法に基づく環境物品等の調達推進を理由として調達総量が増加することのないよう配慮するものとする。また、調達された環境物品等について、長期使用や適正使用、分別廃棄などに留意し、期待される環境負荷の低減が着実に発揮されるよう努める。なお、近年は環境負荷の低減を図る観点及び新しい生活様式への対応等から、情報通信技術を活用したテレワークやWeb会議システムの導入による非対面業務への切替が積極的に試みられている。こうした非対面業務への切替に当たっては、物品等の調達総量やエネルギー消費量の増大を招かないよう適切に検討することが重要である。

(環境物品等の調達に関する基本的事項)

第4 市は、国の環境物品等の調達の推進に関する基本方針(平成13年2月2日閣議決定、令和5年2月24日変更閣議決定。以下「国指針」という。)に定める特定調達品目とその

判断基準をもとに、市としての品目と基準を設定し、目標を定めて調達を進めていく。

- 2 環境物品等の判断基準及び調達目標は、別紙のとおりとする。
- 3 環境物品等の判断基準及び調達目標は、市の実績や国指針等を考慮しながら、適時見直しを図っていく。
- 4 環境物品等の購入に当たり、市の判断基準に該当する物品等がない場合であっても、できる限り、環境負荷の低い物品等の購入に努めるものとする。特に、役務については、本基本方針において、市の判断基準に該当する物品等として定められていない場合であっても、市の判断基準に該当する物品等を用いて提供されているものについては環境負荷の低減に潜在的に大きな効果があると考えられることから、積極的に購入するように努めるものとする。また、一般に市販されている物品等のみならず、特別の注文に応じて調達する物品等についてもそれに伴う環境負荷の低減を図っていくことが重要であることから、かかる特注品についても調達方針で取り上げ、その設計段階等、できるだけ初期の時点で環境負荷の低減の可能性を検討、実施していくことが望まれる。さらに、直接調達する物品等にとどまらず、調達した物品等を輸送する際に、低燃費・低公害車による納入や納入量に応じた適切な大きさの自動車の使用を求めること、可能な範囲で提出書類を簡素化すること等、調達に伴い発生する環境負荷についても、可能な限り低減を図るよう努めるものとする。
- 5 公共工事については、調達の中でも金額が大きく、市内経済に大きな影響力を有し、また市が率先して環境負荷の低減に資する方法で公共工事を実施することは、民間事業者の取組を促す効果も大きいと考えられる。このため、環境負荷の低減に資する公共工事を役務に係る特定調達品目を含めたところであり、以下の点に留意しつつ積極的にその調達を推進していくものとする。

公共工事の目的となる工作物（建築物を含む。）は、市民の生命、生活に直接的に関連し、長期にわたる安全性や機能が確保されることが必要であるため、公共工事の構成要素である資材等の使用に当たっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能を備えていることについて、特に留意する必要がある。また、公共工事のコストについては、予算の適正な使用の観点からその縮減に鋭意取り組んできていることにも留意する必要がある。調達目標の設定は、事業の目的、工作物の用途、施工上の難易により資材等の使用形態に差異があること、調達可能な地域や数量が限られている資材等もあることなどの事情があることにも留意しつつ、より適切なものとなるように、今後検討していくものとする。

また、公共工事の環境負荷低減方策としては、資材等の使用の他に、環境負荷の少ない工法等を含む種々の方策が考えられ、ライフサイクル全体にわたった総合的な観点からの検討を進めていくこととする。

（推進体制）

- 第5 この基本方針は、「伊東市役所地球温暖化対策実行計画(第4次エコアクションプラン) 2018年度～2030年度【後期計画】」の推進組織である伊東市役所地球温暖化対策推

進本部及び伊東市役所地球温暖化対策推進会議幹事会において推進する。ただし、その事務は、環境課（以下「事務局」という。）で処理する。

（実績報告及び公表）

第6 環境物品等の調達実績は、事務局において取りまとめ、その結果を伊東市役所地球温暖化対策推進本部に報告し、公表する。

（環境物品等の情報提供）

第7 環境物品等の調達を推進するため、事務局は、環境物品等の情報を収集し、これを提供する。

（関係事業者に対する要請）

第8 市は物品等を納入する事業者、役務の提供事業者、公共工事の請負事業者等に対して、事業者自身が本方針に準じた、環境物品等の購入を推進するよう働きかける。

附 則

この方針は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この方針は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この方針は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この方針は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この方針は、令和5年4月1日から施行する。